

災害時における協定の締結について

区は、災害時において区の区域内における災害応急対策等の円滑な実施を期するため、様々な団体と協定を締結し、協力体制を確立している。

今回、以下のとおり、災害時における協定の締結について報告をする。

1 災害時における緊急物資輸送等に関する協定

(1) 協定締結先

東京都江東区東雲二丁目13番32号

佐川急便株式会社 関東支店

(2) 主な協定内容

- ① 物資等の輸送
- ② 物資等の保管
- ③ 物資輸送拠点における物資等の受入れ、荷役、仕分け、一時保管、出庫等
- ④ 緊急物資輸送等に必要となる車両、施設、荷役機械又は資機材等の供給
- ⑤ 物資輸送拠点運営における人員の派遣

(3) 協定締結日

協定締結日については、協定締結先と日程調整のうえ、決定する。

(4) 協定書

別紙1のとおり

2 災害時の歯科医療救護活動についての協定（再協定）

(1) 協定締結先

東京都中野区中野二丁目14番17号

一般社団法人東京都中野区歯科医師会

(2) 主な再協定内容

- ① 医事紛争の処理に関する記載を追記
- ② 歯科救護活動により生じた第三者に対する損害に関する賠償方法等の記載を追記
- ③ その他、軽微な文言の修正

(3) 協定締結日

協定締結日については、協定締結先と日程調整のうえ、決定する。

(4) 協定書

別紙2のとおり

災害時における緊急物資輸送等に関する協定書

災害時における緊急物資輸送等に関し、中野区（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時において、甲が乙に対して協力を要請する緊急物資輸送等を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該号に定めるところによる。

(1) 災害時

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生した場合、その他同号に規定する災害に準ずるものとして甲が認めた場合をいう。

(2) 物資等

東京都をはじめ、各自治体や各団体等からの救援物資や甲の備蓄倉庫等に備蓄している食料品、飲料水、生活必需品及び資機材等をいう。

(3) 物資輸送拠点

中野区地域防災計画に定める地域内輸送拠点又は救援物資集積所のほか、災害時において甲が指定する施設等をいう。

(4) 緊急物資輸送等

次に掲げる業務をいう。

① 物資等の輸送

② 物資等の保管

③ 物資輸送拠点における物資等の受け入れ、荷役、仕分け、一時保管、出庫等

④ 緊急物資輸送等に必要となる車両、施設、荷役機械又は資機材等の供給

⑤ 物資輸送拠点運営における人員の派遣

⑥ ①から⑤までに掲げる業務のほか、甲が必要と認める業務

(5) 災害時供給車両

乙が所有する車両であって、この協定に基づき、災害時に甲に提供することが可能な車両をいう。

（協力要請等）

第 3 条 甲は、災害時において、乙の協力が必要なときは、乙に対し、前条第 4 号に掲げる業務について、協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、業務内容、期間、実施場所、その他必要事項を明らかにし、原則として、文書により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は、口頭、電話、電

子メール等により要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、第1項の規定により甲からの要請を受けた場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(協力期間)

第4条 災害発生後から甲が物資輸送拠点を閉鎖するまでの間で、乙が協力可能な期間とする。

(報告等)

第5条 乙は、緊急物資輸送等を完了したときは、甲に対して、遅滞なく、次に掲げる事項を報告するものとする。

- (1) 物資等の輸送に従事した営業所名、車両数、車種及び人員数
- (2) 物資等の輸送の期間、輸送区間及び走行距離
- (3) 輸送した物資等の品目、内容及び数量
- (4) その他、甲が必要と認める事項

2 甲及び乙は、災害時において各々が知り得た災害対策に必要な情報を相互に提出するものとする。

(費用負担等)

第6条 甲の要請に基づき、乙が第3条の規定による緊急物資輸送等を実施した場合の次に掲げる費用については、原則として甲が負担する。

- (1) 乙が提供した災害時供給車両等の運用にかかる運賃(燃料費を含む)及び人件費については、国土交通省等が約款等において定める額を参考とし、災害時において佐川急便株式会社の示す基準額に基づき、甲乙協議のうえ、定めるものとする。
- (2) 前号に定める費用以外の費用については、内閣府が定める災害救助事務取扱要領又は災害時等における国等からの通知等を踏まえ、甲乙協議のうえ、定めるものとする。
- (3) その他、第2条第4号に基づく業務のうち、甲への費用請求が適当なものについては、甲乙協議のうえ、定めるものとする。
- (4) 甲が負担する費用は、災害直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(費用の請求及び支払)

第7条 乙は、甲の要請に基づき協力を実施した緊急物資輸送等に要した費用を請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに当該費用を支払うものとする。

(事故等)

第8条 乙は、緊急物資輸送等の実施にあたって、事故等が発生したときは、甲に対して、速やかに事故等の状況を報告するものとする。

- 2 乙は、災害時供給車両が事故や故障等によって運行できなくなったときは、代替の車両を確保する等の必要な措置を講じるよう努め、物資等の輸送にかかる業務を継続するよう努めるものとする。
- 3 乙は、前項に規定する措置を講じたにもかかわらず、なお物資等の輸送にかかる業務の継続が困難なときは、速やかに甲に報告し、甲の指示を受けるものとする。

(損害賠償)

第9条 甲は、甲の責に帰する理由により、緊急物資輸送等の車両等に損害を与え、又は滅失したときは、乙に対し、その損害を賠償するものとする。

- 2 乙は、緊急物資輸送等を実施中に乙の責に帰する事由により、同伴者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合、事故発生の後、速やかに甲に報告するものとする。

(損害補償)

第10条 甲の要請に基づき、乙が実施した緊急物資輸送等にかかる従事者の損害補償については、「水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和51年中野区条例第33号）」に定めるところにより、損害補償を行うものとする。

(機密保持)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了又は解除された後についても同様とする。

(情報交換)

第13条 甲及び乙は、この協定に規定する事項を円滑に実施するため、あらかじめ連絡担当者や緊急連絡方法等の情報交換を行い、災害時等に備えるものとする。

(防災訓練等への協力)

第14条 乙は、甲から要請があったときは、甲が実施する防災訓練等に対し、可能な範囲で必要な協力を努めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除又は変更の申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和4年 月 日

甲 東京都中野区中野四丁目8番1号
中野区
中野区長 酒井直人

乙 東京都江東区東雲二丁目13番32号
佐川急便株式会社 関東支店
支店長 広瀬禎幸

別紙2

災害時の歯科医療救護活動についての協定書

中野区を「甲」とし、一般社団法人東京都中野区歯科医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、中野区地域防災計画に基づき甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(歯科救護隊の派遣)

第2条 甲は、中野区地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、歯科救護隊の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに歯科救護隊を編成し、甲が設置する歯科医療救護所及び緊急医療救護所又は医療救護所に派遣するものとする。

3 前項の定めによる派遣先については、急性期以降は必要に応じ、甲乙協議のうえ歯科医療救護所及び4か所程度の医療救護所に集約するものとする。

(歯科医療救護計画の策定)

第3条 乙は、本協定で定める歯科医療救護活動を実施するため、災害歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の災害歯科医療救護計画を策定するにあたっては、一般社団法人東京都中野区医師会等の関係機関との密接な連携のもとに行うものとする。

3 前条に定める歯科救護隊の構成人員は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 歯科医師 | 若干名 |
| (2) 歯科衛生士 | 若干名 |
| (3) その他補助事務等 | 若干名 |

(歯科医療救護活動の場所)

第4条 乙所属の歯科救護隊は、甲が設置する歯科医療救護所、緊急医療救護所及び医療救護所において、歯科医療救護活動等を実施するものとする。

(歯科救護隊の業務)

第5条 歯科救護隊の業務内容は、次のとおりとする。なお、業務実施に際しては一般社団法人東京都中野区医師会と協力して行うこととする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 災害拠点病院等への搬送の要否及び搬送順位の決定
- (3) 搬送困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導等
- (4) 検視・検案に際しての法歯学上の協力等
- (5) その他、甲が必要と認める業務

(指揮命令)

第6条 歯科救護隊に係る指揮命令および歯科医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(歯科救護隊の輸送)

第7条 乙所属の歯科救護隊の輸送は原則として甲が行う。

(災害時医薬品・医療資器材等の備蓄・輸送・配布)

第8条 乙所属の歯科救護隊は、原則として甲が別に定める場所1か所程度に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

- 2 歯科医療救護所、緊急医療救護所及び医療救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。
- 3 災害時医薬品・医療資器材等の輸送・配布は、原則として甲が行う。
- 4 災害時医薬品・医療資器材等について、甲乙で4年に1度見直し、甲が整備するものとする。

(後方医療施設における歯科医療救護)

第9条 歯科医療救護所等において医療施設での歯科医療を必要とする患者があった場合は、甲は、後方医療施設に対し、その受入を要請することができる。

(医療費)

第10条 歯科医療救護所、緊急医療救護所及び医療救護所における医療費は、無料とする。

- 2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

(合同訓練への参加)

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するものとする。

(費用弁償等)

第12条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科救護隊の編成・派遣を伴うもの

ア 歯科救護隊の編成・派遣に要する経費

イ 歯科救護隊が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 歯科救護隊の歯科医師等が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 合同訓練時に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(医事紛争の処理)

第13条 乙が派遣する歯科医療救護隊が行った歯科医療救護活動において、傷病者との間に医事紛争が生じた場合には、甲乙協議の上、解決のための適切な措置を講じるものとする。

2 乙が行った歯科医療救護活動に関して、傷病者と収容した後方支援医療機関との間に医事紛争が生じた場合には、前項と同様に措置するものとする。

(第三者に対する損害賠償)

第14条 乙が歯科医療救護活動中に第三者に及ぼした損害については、甲乙協議の上、その賠償方法及び賠償額を定めるものとする。

(中野区災害医療連携会議の設置)

第15条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関をもって構成する中野区災害医療連携会議を設置するものとする。

(細目)

第16条 この協定を実施するための必要な事項については別に定める。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第18条 この協定の有効期間は協定締結日から4年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれかから協定解除又は変更の申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後は、この例によるものとする。

(協定の見直し)

第19条 この協定は、原則、4年に一度見直しを行うこととする。ただし、見直しの必要がない場合についてはこの限りではない。

附則

- 1 甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。
- 2 この協定の締結に伴い、平成7年12月12日付で甲と乙との間で締結した「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」は廃止する。

令和4年（2022年） 月 日

東京都中野区中野4丁目8番1号
甲 東京都中野区
中野区長 酒 井 直 人

東京都中野区中野2丁目14番17号
乙 一般社団法人 東京都中野区歯科医師会
会 長 酒 井 秀 夫